

建設発生土処分地の指定について

建設発生土については、「福井県建設リサイクルガイドライン 平成16年3月」に基づき工事間流用を原則とするが、やむを得ず有償で処分する場合における建設発生土処分地（以下、「処分地」という。）の指定に関して、以下のとおり定める。

（処分地の設置および管理運営）

1. 処分地は、中小企業等協同組合法に基づき設立された協同組合（以下、「環境組合」という。）が、管内土木事務所と協議したうえで設置および管理運営するものとする。

（処分地の指定制限）

2. 各土木事務所管内で既存の環境組合が処分地を管理運営している場合、過剰な処分地の乱立を防止する観点から、原則として新規の処分地指定を行わないものとする。

（新規処分地の確保土量）

3. 既存処分地が満了となる見込みとなった場合には、今後5年間に県事業等から搬出が想定される建設発生土量を目安に、原則として既存の環境組合が当該土量に見合う新規処分地確保の検討を行うものとする。なお、今後5年間の搬出予定土量は、土木事務所から同環境組合に提示するものとする。
（今後5年間の搬出予定土量には、搬入予定の県発注（土木部以外も含む）の公共事業および市町発注の公共事業も含む。）

（受入可能な搬出事業者）

4. 当該処分地には、原則として県および市町が発注する工事の建設発生土を受入れるものとする。

（受入土砂の種類）

5. 処分場に受入れ可能な建設発生土は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）を参照し、第1種建設発生土から第4種建設発生土までとする。

（関係法令および条例等による許可等）

6. 当該処分地は、関係法令および条例等による許認可等を得ていることを原則とする。

（土砂災害防止法に基づく警戒区域等の処分地の指定）

7. 土砂災害防止法における、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている区域、および当該区域の上流域内での処分地は、異常気象等に災害が発生した場合の近隣民家への影響を考慮し、原則として指定しないものとする。

(盛土・埋立等に関する基準)

8. 盛土・埋立等の基準が、「道路土工―盛土工指針」および他の基準（「福井県林地開発制度」の手引等）に準拠していること。

(地権者および周辺住民の同意)

9. 地権者および周辺住民の同意を得ることとする。

(処分地周辺施設への配慮事項)

10. 処分地の設置により、周辺の道路、河川、水路その他公共施設ならびに民間施設に支障がないこと。

(受入終了後の土地利用)

11. 建設発生土受入完了後も、従前の土地利用形態であることを原則とする。